

令和6年11月28日 議会運営委員会（未定稿）

午後1時45分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

日程に入る前に、当委員会に送付されております陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、日程に入ります。

1、第4回定例会について。（1）、急施案件について。

急施をもって執行機関から提案がありました。

坂田副区長から説明を受けます。

○坂田副区長 本日付で令和6年第4回区議会定例会に急施をもって提出させていただく案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

急施の案件は、条例6件でございます。

まず、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、区長及び副区長の給与及び旅費条例及び教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例のそれぞれ一部を改正する条例3件でございます。いずれも、本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当について、年間の支給月数を0.4か月分引き上げるほか、3月期に支給する手当を廃止し、6月期及び12月期の年2回の支給とするものでございます。期末手当のうち来年度以降の支給に係る改正につきましては令和7年4月1日から、その他の改正につきましては本年12月1日から施行いたします。

次に、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例のそれぞれ一部を改正する条例3件でございます。

本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、職員及び幼稚園教育職員の給与につきまして、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行い、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるとともに、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするほか、医師等に係る初任給調整手当の額を引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の給与につきまして、常勤職員に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるものでございます。

給料表及び初任給調整手当の本年度の支給に係る改正につきましては、本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち、本年12月期に係る改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明いたしました議案を、本日このあとご送付申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。以上よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 坂田副区長ありがとうございました。ご退席をお願いいたします。

この後、議案が送付されます。よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （2）、議案の付託先について。付託先を確認いたします。

令和6年第4回千代田区議会定例会急施提出予定案件。

付託先です。議案。条例。1、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。2、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。3、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例。4、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例。5、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上は企画総務委員会です。

6、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、文教福祉委員会に付託をいたします。

以上、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （3）、会期・日程（案）について。

今般の急施案件を委員会に付託するため、本日、当委員会の終了後に継続会が追加されました。また、明日、中途議決を行うため、当委員会、継続会の追加及び環境まちづくり委員会の開会時間の変更となった会期日程案が議長から示されました。

ご確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （4）、明日の常任委員会における特別職への出席依頼について。

明日の常任委員会での議案審査における特別職への出席依頼につきましては、委員長から議長あてお申し出くださいますようお願いいたします。

（5）、発言通告の期限について。

明日の継続会での採決にあたり、討論の発言通告は、明日の企画総務委員会、文教福祉委員会両委員会閉会の15分後を通告期限とさせていただきます。

（6）、本日の議事日程について。

ご確認をお願いいたします。

（7）、本日の議事順序について。

区議会事務局長から説明を受けます。

○石綿局長 それでは、本日の議事順序をご説明いたします。

開会を宣言したのち、日程に入ります。

日程第1から第5を一括して議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、企画総務委員会に審査の付託をはかり、決定します。なお、議案第49号及び第52号についての、地方公務員法第5条第2項に基づく特別区人事委員会の意見聴取の結果は、議場配付いたします。

次に、日程第6を議題にし、執行機関の提案理由説明ののち、文教福祉委員会に審査の付託をはかり、決定します。なお、議案第53号についての、地方公務員法第5条第2項に基づく特別区人事委員会の意見聴取の結果は、議場配付いたします。

以上で本日の日程を終了します。

次の継続会は、11月29日 企画総務委員会及び文教福祉委員会終了後に開会する旨

を宣言し、出席の方には文書通知しない旨の了承を願い、散会します。

説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

2、契約にかかる不正行為等に関する現在までの対応経緯について。

資料がございます。前回から進捗があった部分についてのご説明をお願いいたします。

○石綿局長 それでは、前回からの進捗についてご説明させていただきます。

お手元資料、議会の部分でございます。令和6年10月4日金曜日、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開催。こちら、これまでご報告を漏らしておりました。申し訳ございませんでした。本日も報告をさせていただきました。次に、令和6年11月27日水曜日、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開催でございます。なお、今後につきましては、委員会開催につきましては、議員の皆さま周知のことでございますので、以降は説明は割愛をさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 3、陳情書について。

障害者、障害児に対する日常生活用具認定に関する陳情が、議長あてに提出されました。文教福祉委員会に送付することといたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 4、その他。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 5、次回議会運営委員会の開会日時について。

明日、11月29日金曜日、企画総務委員会、文教福祉委員会終了後。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後1時54分閉会